

令和2年11月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

饗庭 敦子 議員

◇働き方改革について

○時間外労働の実態と対策について

—県教職員の働き方改革について—

(1) 時間外労働の実態及び長時間労働是正のための取組について伺いたい。

(教育長答弁)

小中学校における超過勤務の本年度前期の状況は、月80時間超過勤務教職員は、全体の2.0%にあたる183人で、昨年度より3.1ポイント減少しております。なお、月80時間超過勤務教職員を0にするという目標を設定したことから、月100時間超過勤務教職員については、県への報告事項から外しております。今後も超過勤務のさらなる是正が必要であることから、超勤改善等対策会議において成果や課題を共有するとともに、各市町においてスクール・サポート・スタッフの配置や統合型校務支援システムの導入など実効性のあるさまざまな取組が推進されるよう働きかけてまいります。

また、県立学校については、本年度4月から7月の間、月80時間超過勤務教職員は、全体の2.7%にあたる103人で、昨年度より6.2ポイント減少しております。また、月100時間超過勤務教職員は、全体の0.1%にあたる6人で昨年度より3.6ポイント減少しております。

昨年度末に策定いたしました「長崎県立学校における業務改善アクションプラン」に基づいて、長時間勤務の是正とワーク・ライフ・バランスを推進するため、教職員の意識改革をより一層図るとともに、各学校の実態に応じた学校行事や会議の精選・見直し等の取組や県教育委員会からの調査・照会等の削減を進めているところであります。

(2) 目標達成が先行し、持ち帰り残業等の課題があり、実質的な働き方改革になっていないのではないかと。

(教育長答弁)

月80時間以上の超過勤務教職員の割合が年々減少していることから、校内での業務の見直しや教職員の意識改革が確実に図られているものと考えております。しかしながら、超過勤務時間の目標を達成するために業務の持ち帰り等が行われることは、本来の働き方改革の趣旨に反するものと考えておりますので、引き続き、県教育委員会としましては、これまでの学校文化を変える覚悟をもって、学校に対して業務改善の提案や提言を行い、実質的な働き方改革を推進してまいりたいと考えております。